

## 不服申立て・異議の申出に関する論点整理

### 1 整理が必要な内容

行政不服審査法に基づく不服申立てを行える範囲  
 条例に基づく異議の申出の仕組みを設ける必要性  
 異議を申し立てる相手  
 住民投票に関する異議と訴訟の関係  
 住民投票に関する異議とオンブズマン制度との関係

### 2 「不服申立て」・「異議の申出」とは

住民投票に関する異議が生じたときに、訴訟に比べて、簡易迅速な手続きにより住民の権利救済を図ることを目的とした「不服申立て」と「異議の申出」の概要は、次のとおりである。

不服申立て	違法又は不当な行政処分その他の公権力の行使に当たる行為について、行政庁に対しその取消又は変更を求めてする行政不服審査法に基づく申立てである。行政行為に処分性が求められ、また、個人の具体的な権利利益の救済を目的とするものに限られる。
異議の申出	行政不服審査法の適用がない特別の不服申立ての方式であり、法律によるものとしては、地方自治法に基づく直接請求の署名簿の署名に関するもの、公選法に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関するもの等があげられる。また、住民投票条例の中に異議の申出の仕組みを設けることも可能である。 行政行為に処分性（*）がなくとも、また、個人の具体的な権利利益の救済に関係がなくとも制度を創設することは可能である。

\* 行政処分・・・法律に基づき、具体的な場合について、行政機関の単独の意思により権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為

### 3 権利救済が必要とされる範囲

次のようなことから、対象とされる範囲は、個人の具体的な権利に関することと考えられる。

- ・権利救済が最も必要とされるのは、投票資格者や署名収集代表者など、積極的に住民投票制度にかかわろうとしている者が違法、または不当に自らの権利侵害を受けたとされるような場面であると考えられる。
- ・第三者による異議に関しても対象とすることは、客観的な法秩序の維持という点では望ましいとも考えられるが、一方では、権利救済という本来の目的に反する利用がされるおそれがあるなど、住民投票制度を不安定なものとしてしまう懸念が生じる。仮に執行停止

の規定がある場合には、実質的に住民投票を阻止することも可能となる。また、不当に制度の濫用がされた場合の事務負担も考慮する必要がある。

上記の考えにより、次のような事項が権利救済の対象となると考えられる。なお、これらについては、 を除いて処分性が認められることから、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが可能と考えられる（市長等が積極的に判断するという仕組みであることが前提と考えられる。）。また、 については、是正手続きを条例上に「異議の申出」として設け、その執行者の判断が行政不服審査法の対象になると考えられる。

署名簿に記入された署名を無効と判断されたことに対する異議  
発議した事項が住民投票の対象外と市長に判断されたことに対する異議  
設問の設定方法が市長に不適切と判断されたことに対する異議  
名簿に登録することを拒否されたことに対する異議

なお、不服申立て先は、市長から委任がされている投票資格者名簿や署名簿に関するものについては選挙管理委員会、それ以外は市長へ異議の申立てをすることが考えられる。

「市長からの情報提供が不十分とされること」については、情報公開条例に基づく開示請求を行うことが考えられる。

#### 4 住民投票制度における異議と訴訟の関係

処分性を有する決定等は、その違法性について取消訴訟等を提起することが可能と考えられる。

「対象外の事項についてなど、市長が違法な住民投票を行うことに対する異議」については、住民監査請求・住民訴訟を提起することが考えられる。

#### 5 住民投票制度における異議とオンブズマン制度の関係

住民投票制度に関して、自己の権利利益の保護に関することについては、除外事項に該当しない範囲において、市民オンブズマンに対して苦情を申し出ることができる。

市民オンブズマンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対して、是正等の措置を講ずるよう勧告、あるいは、制度の改善を図るための意見表明を行うことになる。

## 参考：川崎市民オンブズマン制度の概要

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主権の理念に基づき、<u>市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理</u>し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるための意見を表明することにより、<u>市民の権利利益の保護</u>を図り、もって開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の確保に資すること</li> </ul>
<p>業務の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為</li> <li>・「市の機関の行為」には、行政処分のみならず、行政指導、不作為、事実行為等すべての行為が含まれている。</li> <li>・ただし、次の事項は除外される。</li> <li>( 1 ) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項</li> <li>( 2 ) 議会に関する事項</li> <li>( 3 ) 川崎市個人情報保護条例(昭和 60 年川崎市条例第 26 号)第 36 条に規定する個人情報保護委員の職務に関する事項</li> <li>( 4 ) 川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)に救済を申し立てた事項</li> <li>( 5 ) 職員の自己の勤務内容に関する事項</li> <li>( 6 ) 市民オンブズマン又は人権オンブズパーソンの行為に関する事項</li> </ul>
<p>職務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること</li> <li>( 2 ) 自己の発意に基づき、事案を取上げ調査すること</li> <li>( 3 ) 市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること</li> <li>( 4 ) 制度の改善を求めるための意見を表明すること</li> <li>( 5 ) 勧告、意見表明等の内容を公表すること</li> </ul>
<p>苦情調査の除外事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) <u>苦情の内容が、苦情申立人自身の利害を有しないとき</u></li> <li>( 2 ) 苦情の内容が、事実のあった日から 1 年を経過しているとき ただし、市民オンブズマンの判断により調査する場合があります。</li> <li>( 3 ) 他の救済制度によることが適当であるとき</li> <li>( 4 ) 申し立てられた苦情が偽りであるとき</li> </ul>

## 参考：他の自治体の条例に基づく「異議の申出」

### (1) 広島市：住民投票条例施行規則

(異議の申出)

第6条 投票資格者名簿の登録に関し不服がある者は、前条第1項の規定による閲覧期間内に、文書で市長に異議を申し出ることができる。

2 市長は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議の申出人に通知しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定した場合は、直ちにその旨を異議の申出人に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てを妨げるものではない。

(署名の証明、署名簿の縦覧等)

第16条第6項 署名簿の署名に異議があるときは、関係人は、第4項の規定による縦覧期間内に、文書で市長にこれを申し出ることができる。

### (2) 岸和田市：住民投票条例施行規則

(異議の申出)

第9条 条例第3条に規定する投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、前条第1項の規定による閲覧期間内に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。